

第677号

平成30年3月6日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山内 孝典



規約の一部変更について

傷病手当金付加金に係る規約の一部変更について、平成30年3月6日付で近畿厚生局長より認可がありましたので、ここに公告します。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

但し、平成30年4月1日前に支給開始した傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

新旧条文対照表

新	旧
第55条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 訪問看護療養費付加金 (2) 家族訪問看護療養費付加金 (3) <u>(削除)</u> (4) 出産育児一時金付加金 (5) 家族出産育児一時金付加金 (6) 埋葬料付加金 (7) 家族埋葬料付加金 (8) 家族療養費付加金 (9) 合算高額療養費付加金市 (傷病手当金付加金) 第58条 <u>(削除)</u>	第55条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 訪問看護療養費付加金 (2) 家族訪問看護療養費付加金 (3) 傷病手当金付加金 (4) 出産育児一時金付加金 (5) 家族出産育児一時金付加金 (6) 埋葬料付加金 (7) 家族埋葬料付加金 (8) 家族療養費付加金 (9) 合算高額療養費付加金 (傷病手当金付加金) 第58条 被保険者が法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の85に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。 ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の85に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。 (1) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額 (2) 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額 2 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項から第5項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間について、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があつたものとみなす。なお、この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。 (1) 法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項若しくは第5項のいずれかに該当する場合支給があつたものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。 ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額 イ. 報酬の額 ウ. 障害厚生年金の額 エ. 老齢退職年金の額 (2) 法第108条第4項に該当する場合傷病手当金付加金の全額。 ただし、第1号ア、イ又はエに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。 3 第1項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときには、その端数は切り捨てる。

(付加給付)

第55条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問看護療養費付加金
- (2) 家族訪問看護療養費付加金
- (3) (削除)
- (4) 出産育児一時金付加金
- (5) 家族出産育児一時金付加金
- (6) 埋葬料付加金
- (7) 家族埋葬料付加金
- (8) 家族療養費付加金
- (9) 合算高額療養費付加金

2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

3 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(訪問看護療養費付加金)

第56条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担還元金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。

ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養費にかかる療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(家族訪問看護療養費付加金)

第57条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担還元金等の額を合算する

ことにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。
ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養費にかかる療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（傷病手当金付加金）

第58条（削除）

（出産育児一時金付加金）

第59条 被保険者が出産したときは、法第101条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、1万円を支給する。

（家族出産育児一時金付加金）

第60条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児一時金付加金として、1万円を支給する。

（埋葬料付加金）

第61条 被保険者が死亡したときは、法第100条第1項、第2項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、1万円を支給する。

ただし、法第100条第2項に該当する場合は、埋葬料と埋葬料付加金とを合算した額が埋葬に要した費用を超えない額とする。

（埋葬費付加金）

第62条（削除）

（家族埋葬料付加金）

第63条 被扶養者が死亡したときは、法第113条の規定により家族埋葬料の支給を受ける被保険者に対し、家族埋葬料付加金として、5千円を支給する。

付 則

（施行期日）

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、施行日前の労務の服することができない期間に係る傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。